

「大泉町農業委員会の委員等の定数を定める条例」の制定について

## ○制定の趣旨

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、平成28年4月から農業委員の選出方法が、選挙制と町長の選任制から、議会の同意を必要とする町長の任命制度へ変更になり、定数についても現行の半数程度とされました。また、新たに、農業委員と連携し担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消などに取り組む農地利用最適化推進委員を農業委員会の委嘱により設置することになりました。

ついては、農業委員会等に関する法律に基づき、政令で定める基準に従い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるものです。

### 1 農業委員会の委員の定数 7人

#### ●農業委員会等に関する法律施行令第5条より

1 次のいずれかの農業委員会 (1) 農業者の数が1, 100以下の農業委員会 (2) 農地面積が1, 300ヘクタール以下の農業委員会	上限14人
2 1及び3以外の農業委員会	上限19人
3 基準農業者数が6, 000を超え、 かつ、農地面積が5, 000ヘクタールを超える農業委員会	上限24人

・大泉町の農業者数 246戸 (農林業センサス)

・大泉町の農地面積 285ヘクタール (農地台帳)

※ 上記から上限は14人となりますが、現行の委員定数14人(選挙委員11人、選任委員3人)の半数程度及び農地利用最適化推進委員の定数を考慮し、7人とします。

### 2 農地利用最適化推進委員の定数 3人

#### ●農業委員会等に関する法律施行令第8条より

農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数以下であること。

(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

・大泉町の農地面積 285ヘクタール (農地台帳)